

西教総第167号  
令和4年3月25日

各市町教育委員会教育長 様  
各学校組合教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会  
静岡教育事務所長

会計年度任用職員に係る給与口座登録の取扱いの変更について（通知）

このことについて、下記のとおり変更しますので、貴管内小中学校長宛て通知願います。

記

1 変更点

- (1) 静岡教育事務所へ提出済みの「口座振替による支払登録申出書」（以下、「申出書」という。）の内容に変更がない職員については、作成および提出を不要とする。
- (2) 学校控えの申出書に決定した債権者登録コードを追記することとする。  
なお、決定した債権者登録コードは総務課総務班より共同学校事務室長宛て連絡する。
- (3) 所属が変わる場合は、最新の申出書の控え及び確認書類を異動後の所属に引き継ぐこととする。

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 申出書の提出

任用するに当たって、債権者登録コードが不明な場合は、任用が決まり次第、申出書の原本を直接総務課総務班へ提出する。

なお、複数校を兼務する場合は、取りまとめ校が提出する。

また、申出内容の変更を行う場合については、例月データ提出時に提出する。

4 注意事項

- (1) 申出書は、必ず所属で金融機関・支店・口座番号・口座名義人（カナ表示）の確認のできる通帳の写し等で内容を確認し、控えを確認書類とともに所属保管とする。  
なお、金融機関コードについては「金融機関コード表」を参照し、記入する。
- (2) 支給日以前に振込不能とある事由が判明した場合は、その時点で総務課へ連絡する。

担 当 総務課総務班  
電話番号 0537-62-1112  
ファクシミリ 0537-24-0058